

を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答する
ことがある。

5. 提案書の提出方法

入札者は入札説明書に示す提案書を、下記6.に定める
入札受領期限までに提出場所に正1部を提出すること。

6. 入札の日時及び場所等

(1) 入札書及び提案書の
受領期限及び提出場所

令和8年3月23日 17時
3.①に同じ

(2) 開札の日時及び場所

令和8年4月2日 14時
神奈川県立水産試験場
開札後、た、下
川研究資源、た、下
横開研、た、下
市法所格落記
日金人評札7
沢水ビ価者
1区産デ点の決不
4福研才の決不
浦研究ラ計定合
2・イ算ま格
一教ブ及でと
1育ラびにな
2機リ技時つ
一構一術間た
4室評者を
価要の
点す入
とる札
のこ書
合とは
計が開
作あ札

7. 提案書の審査

入札者が提出した提案書は、評価項目一覧（要求事
項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を
決定する。評価項目の不適合と認められれば、基礎
満たない。

8. その他

(1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のなした入札は無効とす
る。及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とす
る。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の最も低い者とする。ただし、総
要求合計の価格が最も低く、かつ、
その価格が、入札書の記載事項に
基づき、審査の結果、合格と認め
られるものとする。また、入札書
に記載の事項に違反した入札書は
無効とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国
立研究開発法人水産研究所・教育
機関の資格審査結果を通知
書又は除く。

(7) 詳細は入札説明書による。

9. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の①対象としない契約先
の②対象とする契約先
① 当該職務の
② 当該職務の
※注1 「役職
を与えられた
者の実績に
基づき、

※注2 当該職務の
実績に
基づき、

(2) 公表の①
②
③
④

用 船 仕 様 書

1. 調 査 名 黒潮親潮移行域における小型浮魚類並びにスルメイカの加入量早期把握調査

2. 調査目的・概要

我が国周辺水域における水産資源の回復と持続的利用を図るために必要な科学的基礎となる主要魚種の資源評価の的確な実施に資する水産資源調査・評価推進委託事業の一環として、春～夏季の黒潮親潮移行域において、さば類、いわし類などの浮魚類の幼稚魚並びにスルメイカの漁獲加入前における分布量を把握し、魚種別の加入量水準を早期把握する。海洋環境調査をあわせて行うことにより、加入量決定過程と海洋構造との関係を解析するための試料を得る。

3. 調 査 内 容

表中層トロール曳網による稚仔調査（曳網回数 約60回）

- ・曳網水深0～30m、曳網時網口高さ約10m×網口幅約10m×長さ約48m、ワーブ長200m、曳網時間1時間、船速約4～5ノットで表中層トロール曳網によるトロール採集を行う。表中層トロール網のトロールウィンチ取付及び曳網等に係る操作は乗組員が行う。

- ・本調査で使用する表中層トロール網（ニチモウ製 NRT-32-K1、網口開口幅約10m、重量約1.5トン）は当機構が用意する。

- ・深度センサー（村山電機製作所製 SBT、当機構で用意）を網各部（左右オッター、グランドとトップ）に取り付け各水深をモニターし、測定深度をPCに記録する。

- ・STD（JFE アドバンテック社製 RINKO-Profiler、当機構で用意）を用いて水温・深度・塩分の測定を行う。

4. 調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で船舶に整備されていること。）

① トロールウィンチ 1台

② 魚群探知機 1式

③ 冷凍設備 約13m³

調査サンプルを保存するため、冷凍温度-25℃以下の温度設定可能及び上記体積を確保した冷凍設備を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

5. 総 ト ン 数 500トン以下

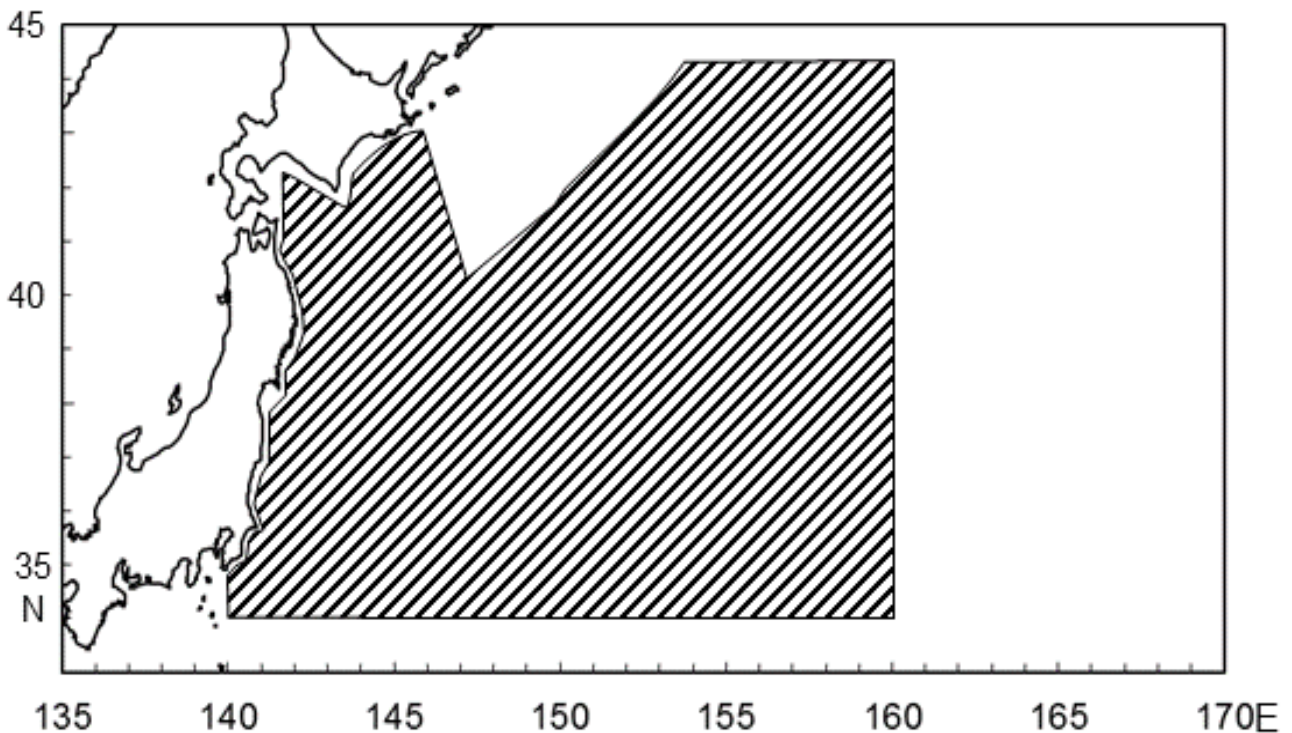
6. 乗 船 調 査 員 数（同時期に乗船する最大調査員数）：4名

7. 用 船 期 間 令和8年5月11日～令和8年6月1日

8. 運 航 予 定 令和8. 5. 11 用船開始、調査機材等搬入
令和8. 5. 12 塩釜港（用船開始港）出港
令和8. 6. 1 塩釜港（用船解除港）入港、用船解除、
燃油積込

9. 調 査 海 域 房総～三陸～道東東方海域

10. 調 査 海 域 図



11. 担 当 研 究 所 水産資源研究所

12. そ の 他

- ①詳細については担当職員の指示に従うこと。
- ②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- ③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。
- ④用船開始港、用船解除港については調査に支障の無い範囲内で請負業者と協議の上、変更することができるものとする。なお、用船解除港における岸壁使用等の手配は請負業者の責任において行う。